

外国人労働者の職場定着のために 助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や言語の違いなどから、労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。

この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主※に対して支給します。

※ 雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象

具体的な取り組み（就労環境整備措置）

■ ①と②の措置を必ず導入・実施する必要があります。

① 雇用労務責任者の選任	○ 雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、雇用する外国人労働者に、選任した責任者の氏名や当該責任者が苦情・相談に応じることについて周知する ○ 雇用労務責任者が外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談を行う ○ 雇用労務責任者が「外国人労働者雇用労務責任者講習（※）」を受講する （※）厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課において実施する委託事業
② 就業規則・社内マニュアル等の多言語化	○ 以下の（1）～（3）について、それぞれ1種類以上を多言語化し、雇用する外国人労働者に周知する。 （1）就業規則または労働協約 （2）労働条件通知書または雇用契約書 （3）社内マニュアル

■ ③の措置を導入・実施した場合、上乗せ助成があります。※任意

③ 一時帰国のための休暇制度の整備	○ 外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
-------------------	--

支給額

具体的な取り組みの①と②の措置を実施した場合 **20万円**

①と②の措置に加えて③の措置を実施した場合 **25万円**

（裏面に続く）

主な支給要件

■「外国人労働者離職率」に関する目標を達成する必要があります。

外国人労働者離職率

就労環境整備計画期間の末日の翌日から6か月経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が15%以下であること。

※ 外国人労働者数が2人以上6人以下の場合は、6か月経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。

■外国人雇用状況届出(労働施策総合推進法)を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

計画書や支給申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局へ提出する必要があります。なお、郵送の場合、計画書や支給申請書類は決められた期限までに必ず到達するように、余裕を持ってご提出ください。

1. 就労環境整備計画を作成・提出【計画期間:3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出してください。

計画期間:3か月～1年

2. 就労環境整備措置の導入

「具体的な取組(就労環境整備措置)」の③の措置は、就業規則または労働協約に明文化することが必要です。

3. 就労環境整備措置の実施

2で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

就労環境整備計画期間の末日の翌日から6か月後

4. 支給申請

就労環境整備計画期間の末日の翌日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出してください。

5. 助成金の支給

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取り扱いがあります。ご不明な点や詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)までお問い合わせください。

助成金のお問い合わせ先・申請先
都道府県労働局の受付窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

